



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国蘇南地域における農地転用と農地調整：江村の追跡調査（4）
Author(s)	朴，紅；Park, Hong；坂下，明彦 他
Citation	北海道大学農経論叢，65，117-130
Issue Date	2010-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/42907
Type	departmental bulletin paper
File Information	RAE65_011.pdf



中国蘇南地域における農地転用と農地調整

—江村の追跡調査(4)—

朴 紅・坂 下 明 彦・姚 富 坤

Conversion of Agricultural Land and Farmland Adjustment in the Sunan Area of China

- A Follow-up Research of Kaixiangong Village (4) -

Hong PARK, Akihiko SAKASHITA and Fukun YAO

Summary

This is the fourth report of the investigation on a farm society at the village of Kai Xian Gong, which is a village of Sunan Area, China. The first report describes the changes of land ownership and land use after liberation in China. In terms of land ownership, the obvious characteristics are that farm lands are being converted to factory sites due to village industrialization and inland water land is increasing due to Shanghai Crab aqua farming. Recently, as inland water land use has increased greatly, land area for rice paddy cultivation and silk cultivation has decreased greatly. In this situation, the forms of land ownership have been having various aspects, which seems to be connected with the distribution system of earnings collected by selling out land or land rentals of each group. Although the farmland in this village has had frequent changes, from 2000 these changes are limited to the farms that do not have good opportunities for farm land use conversion or part-time job opportunities. This situation follows the relative equality principle. Therefore, it is difficult for farmlands that have convenient transportation and farmland conversion opportunities to have farmland adjustment. We have divided them into categories, to understand the meaning of land ownership.

はじめに

本論は、中国蘇南地域の一農村、開弦弓村（通称、江村）を対象とした農村社会研究の第4報である。第1報では、解放後からの村の農地所有の変遷とそれに対応した農地利用の変化を素描した（註1）。農地所有をめぐるのは、農村インフラ整備と農村工業化に対応した農外転用、ならびに上海ガニ養殖を中心とした内水面漁業のための養殖池転換が著しい特徴であった。その後2006年から2009年の短期間に養殖池化はさらに進展し、稲作と養蚕のための桑園は大きく減少している。農外転用の実績とともに、その実態をデータによりリアルに明らかにすることが本論の第1の課題である。この過程は、農家サイドからみた場合、農地の「資産化」に他ならない。1983年の生産請負制に伴う農地配分、厳密には農地使用权の配分であ

るが、その際には家族数に応じた均等配分という「平等原理」が貫かれていた。しかし、農地が「資産化」する過程で、組レベルではいかなる対応が行われたのかが大きな問題となる。そこで、第2の課題として、組毎の農地保有調整のあり方に注目し、その類型化を行うとともに、農地所有の意味を考えることとする。

1. 農外転用の動向と賠償費の分配

1) 農外転用の内容と賠償額の変化

農村でのインフラ整備や農村工業化により開弦弓村（註2）においても、農地の転用は多数見られる。農地配分が行われた1983年から「土地換保障」（註3）が実施される前年の2003年までの農外転用の実績を示したのが表1である。転用面積は合計で367.5ムー（24.5ha）に上るが、そのう

表1 用途別の農外転用の内容（旧開弦弓村，1983－2003年）

単位：ムー，元

区分	年月	目 的	買上主体	対象組	面積	買取価格					
						単価	総 額				
道 路	83.1 87.5	村 道	村	9 9	2.5 1.0						
	92.12	西 草 田 公 路	郷 政 府	複数	20.1	625	12,540				
	83.2 97.1	廟 震 公 路	郷 政 府	複数	66.0						
	03.1			複数	43.0	2,000	85,966				
				複数	10.5	3,000	31,410				
	92.11	糧 庫 公 路	郷 政 府	複数	11.3	2,690	30,290				
	小 計				154.3	1,038	160,206				
公共施設・学校	83.2	バ ス 停	交 通 局	17	1.0	380	380				
	83.5	農 業 倉 庫	食糧管理事務所	9	4.9	400	1,960				
	92.7	生 鮮 市 場	村	14・15	1.2	9,000	11,232				
	93.1	排 水 機 場	南 連 圩	19	0.9	5,000	4,365				
	92.6	サービスセンター	農機管理センター	8	1.6	10,660	16,736				
	96.4	商店街（連棟）	村	15	1.9	10,000	18,840				
	90.12 93.3	小 学 校 舎	開 弦 弓 小 学	12・13・14	6.4	6,000	38,448				
				13	2.3	6,000	13,548				
	84.5	中 学 校 舎	開 弦 弓 中 学	7	4.5	400	1,800				
	小 計				24.6	4,355	107,309				
工 場	83.1 87.5 94.6	村 営 工 業 団 地Ⅰ （開弦弓紡績工場）	村	9 9 9	10.9 9.5 0.9		4,750 2,553				
	84.4			村 営 工 業 団 地Ⅱ （江 村 醸 造）	村	9・16	12.5				
	83.2 90.7 92.9 93.5 95.4			金 蜂 工 場 →金蜂集団	郷 政 府	15・17 15 15 14・15・16 10～15	10.6 6.8 8.4 30.1 9.1	320 6,000 9,000 4,341 12,000	3,382 40,620 7,593 130,498 108,924		
	84.8 94.2 02.4	鑄 件 工 場 →漢慶公司	郷 政 府			8 8 8	16.8 1.5 14.3	400 6,000 15,000	6,708 8,700 215,040		
	92.10					鍛 造 場	廟 港 開 発 区	8	11.2	6,000	67,440
	93.2					廟 港 郷 製 銅 場	郷 政 府	8	4.1	3,689	14,944
	96.5	蘭 記 食 品	廟 港 中 心 小 学 校			8	26.8	4,746	127,098		
	01.5	永 泰 電 子	郷 政 府	19	2.2						
	02.6	求 是 紡 績	私 営 企 業	6・7・8	13.1	15,000	197,190				
	小 計		私 営 企 業		188.6	4,960	935,440				
	合 計				367.5	3,273	1,202,955				

資料：開弦弓村資料により作成。

ち道路用地が154.3ムー（42.0%）、学校を含む公共施設用地が24.6ムー（6.7%）、工場用地が188.6ムー（51.3%）となっている。

道路については、水運中心の交通から陸上交通への転換のインフラ整備が1970年代末から始まっている。郷政府所在地の廟港郷から近隣の中心都市震沢鎮への基幹道路（廟震公路）の建設のため

の土地収用がちょうど1983年に行われ（66.0ムー）、拡幅のために1997年（43.0ムー）、2003年（10.5ムー）にも土地収用が行われている。その他、2001年に合併した旧西草田村への分岐道路（西草田公路，20.1ムー）、農業倉庫への引き込み道路（糧庫公路，11.3ムー）などが建設されている。これらは最も公共性の高い土地収用であるが、収用価

格の単価（ムー当たり）は83年が無償、97年が2,000元、03年が3,000元と工場用地買収と比較してその価格は低い。同じ、92年に収用された西草田公路と糧庫公路では、収用価格がともに低いながらも625元と2,690元の格差がある。後者の地区は工場用地の集積地を通ることが配慮されているようである。また、村道用地（83年と87年）は無償である。いずれにしろ、道路用地は極めて安価に収用されたのである（収用平均単価は無償を除いて1,887元）。

公共施設は、面積的には小学校（1990年、93年、8.7ムー）と中学校（84年、4.5ムー、その後工場用地へ）が大きい。また、村の中心部（第15組）に分譲方式の商店街、生鮮市場が建設され、このほかに農業関係では農業倉庫と農機のサービスセンターが作られている。買収価格は、1990年代に学校では6,000元、中心部の施設では9,000元（92年）、10,000元（96年）となっている。買収平均単価は、道路用地よりは高く、4,355元となっている。

工業用地への転用は、件数でも面積でも最も多くなっている。買収で最も規模が大きいのは「金蜂工場」である。この製糸工場は1968年に当時の生産大隊が連合で設立したもので、72年に人民公

社所有となり、1983年以降郷鎮企業となったものである（註4）。工場用地の拡張は、83年（10.6ムー）、90年（6.8ムー）、92年（8.4ムー）、93年（30.1ムー）、95年（9.1ムー）と行われ（第15組他の農地）、総面積は65.0ムーで平均単価は4,477元であり、1990年代前半までの安価な買収を反映している。第2は1983年、84年に設置された村の工業団地である。これは連続した1団地をなしている（第9組と第16組の農地）。これは、2つに別れ、1つ目は「金蜂工場」が人民公社所有になった後に、生産大隊単位で設立されていた2つの紡績工場を統合して1982年に設立した開弦弓紡績工場である（註5）、2つ目は、1983年に設立した村営食品工場である（註6）、これらはほとんど無償で収用された。

これ以降の工場用地は、主として廟港郷政府による企業誘致で建設されたものであり、第8組に設置された「開発区」を中心としている。1984年には鑄件工場（2回の拡張で33.8ムー、台湾系の金属工場が継承）、1992年には鍛造場（11.2ムー）、1993年には制銅場（4.1ムー）、1996年には台湾系の食品工場（26.8ムー）が建設されている。この「開発区」での工場用地面積は合計で74.7ムーとなっている。この団地での平均買収単価は5,889元で

表2 私営企業の概況（2006年）

単位：万元、人

工場名	所在地	製品	設立年次	売上額	利潤	労働力	備考
乾昌紡績	西草田	織布	—	926	73	50	外来企業
江村化纖紡績	村団地	織布	1997	1,913	151	65	
永泰電子	19組	電子部品	1984	152	12	12	
江村釀造	村団地	白酒瓶詰	1997	45	3	8	
求是紡績	6・7・8組	織布	2002	2,668	217	80	
榮糸達紡績	村団地	織布	2002	1,440	114	50	
康達食品	村団地	乾燥果物	1998	62	4	10	2009年レストランへ転換
江村鍛造			2003	138	11	8	
利偉噴績	村団地	織布	2003	653	51	28	8組の開発区に移転
永豊紗廠		織布	1998	151	12	12	2008年に振慶紡績へ
神諾製衣	西草田	セーター	1998	1,872	146	260	
有声有色金属	村団地	金属製品	2006	154	13	10	林茂紡績に改称
合計				10,174	812	593	

資料：村民委員会資料による。

注：1）2008年には、このほかに地元企業として紡績工場5工場（月亮家紡・緑茵・振慶・田園・華豊）、セーター工場（静嘉麗制衣廠）、機械工場（呉江新力制冷廠）がある。

2）外来企業としては、台湾系の蘭記食品工場、漢慶金属工場があり、金蜂集団の倒産後には08年から欧盛制衣が操業している。このほか、紡績工場が3工場（立錦・林茂・永星）と煉瓦工場がある、

あり、90年代前半の単価は5,000元前後でかなり低く、2000年代になってから15,000元に上昇している。1990年代末から始まった企業の民営化改革に伴い、私営企業による土地取得が現れる。「永泰電子」(01年, 2.2ムー)と「求是紡績」(02年, 13.1ムー, これは中学校の移転跡地に立地)である。

表2には、2006年現在の企業の概要を示してある(村の管轄分)。これは、旧西草田村を含む合併後の開弦弓村の範囲であるが、入れ替わりが激しいのが特徴である。表の注に示したように、2009時点で見ると、鎮の管轄と村の管轄を合わせた立地企業は、地元民営企業が14企業、外来企業が8企業の合計22企業であり、そのうち繊維関係企業がそれぞれ10企業、5企業とその多くを占めている。村営企業は1990年代末に私営化し、さらに紡績工場は経営が分化して数は増加傾向にある。ただし、旧開弦弓村については、工場立地は旧金蜂工場、旧村工業団地、第8組の開発区にほぼ限定されているといえる。

2) 農外転用の地域性と賠償費分配の差

以上の農外転用は、基幹道路(廟震公路)の整備とその沿線における施設用地の確保として行われた。旧開弦弓村の農地は、19の組毎の集団所有制を取っており、各組の農地は村内の11の圩のうち数カ所に分散して配置されている(註7)。

組ごとの農外転用面積を示したのが表3である。総面積の367.5ムーのうち、水田が257.1ムーに対し、桑畑が103.5ムーであり、桑畑の比重が高くなっている。これは、家周りの桑畑が買収地に多く含まれた結果である。

買収面積の大きな組をみると、8組113.2ムー(30.8%, 開発区)、9組49.3ムー(13.4%, 村工業団地)、16組42.1ムー(11.5%, 村工業団地)、15組41.9ムー(11.4%, 金蜂工場・商業施設)、7組29.0ムー(7.9%, 中学校・求是紡績)である。さらに、17組(18.9ムー)、18組(12.6ムー)、6組(12.6ムー)、19組(11.2ムー)が続いている。これと、賠償額の組別割合を比較すると、9組と16組の金額ベースでの割合が極端に低いことがわかる。これは、村民委員会による買収であるため、没収に近い扱いとなったからである。

金額ベースでは、さらに組間の格差は大きく、最大の第8組は50.7万元(1戸当たりでは11,517元)。2位の第15組は17.7万元(同5,211元)、3位の第6組は15.9万元(同4,441元)となる。平均では2,169元であるが、これを下回る組が11組存在し、転用がなく補償対象外の組が2組存在する。このことから、農外転用の多寡が組における農地保有のあり方に大きく影響を与えたことは想像に難くない。これについては、後に事例によって分析を行う。

なお、2004年からは「土地換保障」制度が実施され、農地を買収する企業は、土地代金の他に農家の養老保険料の支払いも義務づけられるようになった。また、2003年以前の買収については、政府資金により養老保険の形態で追加的補償が行われるようになっている。

2. 水田の養殖池化と借地料

1) 養殖漁業の位置づけとその主体

上海ガニを主とする養殖漁業は、現在一種のブームとなっている。これは、開弦弓村に止まらず、2005年の廟港郷(開弦弓を含む10村)においても、農地面積19,952ムーのうち2,784ムー(およそ10%)

表3 開弦弓村における農地転用面積
(1983-2003年)

組	転 用 面 積					補 償 金 額	
	水田	桑畑	その他	合計	(割合)	総 額	1戸当り
1				0.0			
2				0.0			
3	5.5	0.1		5.5	1.5	3,465	158
4	2.4	2.5		5.0	1.4	3,114	120
5	1.0	2.1		3.2	0.9	1,994	71
6	10.8	1.4	0.3	12.6	3.4	159,861	4,441
7	16.8	12.2		29.0	7.9	70,286	2,929
8	91.9	21.2		113.2	30.8	506,745	11,517
9	43.1	6.2		49.3	13.4	32,502	878
10	0.2	1.5	1.9	3.5	1.0	42,252	1,921
11		0.5	0.4	0.9	0.2	10,572	481
12		1.9	0.4	2.3	0.6	19,290	742
13		6.0	0.5	6.6	1.8	45,258	1,616
14		9.4	0.4	9.8	2.7	65,396	2,616
15	11.8	29.0	1.2	41.9	11.4	177,167	5,211
16	41.7	0.3	0.1	42.1	11.5	94,338	2,550
17	16.6	1.6	0.7	18.9	5.2	20,292	483
18	9.2	3.3		12.6	3.4	7,560	210
19	5.9	4.3	1.1	11.2	3.0	11,211	400
合計	257.1	103.5	7.0	367.5	100.0	1,271,303	2,169

資料：開弦弓村資料により作成。

注：ラウンドのため、合計は一致しない。1戸当たり補償金額は、2003年時点の戸数で割り返して算出。

が養殖池へと転換されている。開弦弓村は、そのなかでも25.3%と高率を示している。

このブームは、1997年からであるが、それ以前には村内の「東庄蕩」と「西庄蕩」という2つの水面（外蕩）によって行われていた（註8）。ここでの魚種は一般魚とカニであり、この経験が水田転換による上海ガニ養殖へと受け継がれたと考えられる。

水田の養殖池面積は、1997年が80ムー、98年が180ムーであり（旧村エリア）、以降は表4に示すように2000年に400ムー台（18%）、2003年に再び増加して700ムー台（32%）、2008年には2,000ムーを超える急増を示しており（合併エリア）、階段状の伸びをみせている。2009年は2,274ムー（77%）である。

収入面からみても、2000年まで漁業は100万円を割る水準であったが、2001年には急増して300万円を超え、その後もカニ価格の変動により収入は上下するが、大幅に面積の伸びた2007年には712万円に、翌2008年には929万円に達している（表5）。

これに対し、稲作は2000年には、合併エリアでみると（以下同）2,000ムー程度であったが、2003年には1,400ムー台に、2007年には1,000ムーを割り込み、2009年にはわずか306ムーにまで縮小している。稲作を含む農業収入においても、1990年代末の600万円から2001年には500万円、そして2008年にはわずか120万円となっている。農業就業人口も1990年代末の700人から、2008年の

200人へと減少している。

桑畑も同様に2000年の1,000ムーから2009年の321ムーにまで縮小し、養蚕収入は減少の一端を辿っている。ただし、養蚕を含む牧畜業は、養豚などの収入増により2003年から増加傾向にあり、2008年には465万円の収入となっている。

この結果、養殖池の総面積に対する割合は、4分の3となり、第一次産業収入1,514万円に占める割合は61%となっている。後に述べるように養殖業の主体は、村内外の出入り関係があるものの、これら面積と収入は少数の農家によって担われているのである。

そこで、村内の養殖農家の特徴を示したのが表6である。資料は、2008年9月における開弦弓村各組の養殖池の賃貸契約一覧表（村民委員会作成）である。

後出するように、養殖池の賃貸契約件数は101件、借地人数（養殖農家数）は74名、養殖池面積は2,493ムーである。表には、このうちの村内養殖農家分を示している。村外の養殖農家は18戸で、ほとんどが隣接する豊民村民である。村の25の組のうち、養殖農家が存在するのは22組であり、その総計は56戸である。そのうち、組内のみに養殖池を持つものが43戸であり、組内外に持つものが7戸、組外のみに持つものが6戸である。組内の面積は1,328ムー（73.1%）、組外の面積が489ムーであり、出作的な展開もすでにみられる。合計面積は1,817ムーであり、村内の養殖池の72.9%を占めている。当初は、村外者の割合が高かったと

表4 開弦弓村の土地利用の変化

		単位：ムー、元					
	年次	水	稲	桑	畑	養殖池	その他
旧村 エリア	1999	1,384	843	289	31	2,547	11.3
	2000	1,243	831	454	10	2,538	17.9
	2001	1,219	666	476	10	2,371	20.1
	2002	1,219	666	476	10	2,371	20.1
	2003	1,012	554	732	10	2,309	31.7
	2004	962	546	779	10	2,296	33.9
合併後 エリア	2005	985	524	770	18	2,297	33.5
	2002	1,731	893	476	10	3,111	15.3
	2003	1,489	782	768	10	3,049	25.2
	2004	1,415	763	848	10	3,036	27.9
	2005	1,465	713	840	28	3,047	27.6
	2006	1,345	713	986	28	3,073	32.1
	2007	713	458	1,980	28	3,179	62.3
	2008	348	338	2,231	49	2,965	75.2
	2009	306	321	2,274	61	2,962	76.8

資料：村民委員会資料により作成。

注：2001年からは合併村の数字。

表5 第1次産業の動向

第1次産業の動向

単位：万元、元

年次	収 入			就業人口		1人当り 純 収 入
	漁 業	農 業	牧畜業	漁 業	農 業	
1997	87	667	426	74	503	4,945
1998	85	523	328	60	418	5,106
1999	73	411	249	53	394	5,117
2000	87	385	256	53	393	5,246
2001	332	505	286	61	600	5,466
2002	425	456	256	95	620	5,632
2003	328	454	269	96	598	6,073
2004	274	203	328	95	560	6,930
2005	311	216	344	96	453	8,050
2006	529	188	396	75	286	9,838
2007	712	135	498	90	250	11,118
2008	929	120	465	86	199	12,670

資料：村民委員会資料により作成。

注：2001年からは合併村の数字。

表6 組別の養殖農家の動向(2008年)

単位:戸,件,ムー

組名	借地 件数	戸数 計	所在地別戸数			経営規模別戸数（ムー）						面 積				
			組 内	組 外	組内外	～20	20～	40～	60～	80～	100～	組 内	組 外	計	1戸当り	
1	5	2	1	1			1	1				35	53	88	44	
2	5	5	3	2		2	2	1				96	43	139	28	
3	7	3	1	1	1			1		1	1	81	184	265	88	
4	1	1	1					1				47		47	47	
5	1	1	1			1						8		8	8	
6	7	4	4			1	2	1				111		111	28	
7	1	1	1			1						17		17	17	
8	2	2		2		1	1						47	47	24	
9	4	3	2		1	1	1	1				76	6	82	27	
11	7	3			3			3				63	63	126	42	
12	1	1	1				1					24		24	24	
13	4	3	2		1		3					74	17	91	30	
14	1	1	1					1				50		50	50	
15	7	4	3		1	1	2			1		107	75	182	45	
16	2	2	2			1		1				49		49	25	
17	1	1	1				1					21		21	21	
18	3	3	3			1	1	1				111		111	37	
19	1	1	1				1					37		37	37	
20	6	6	6			3	3					106		106	18	
21	2	2	2			1	1					40		40	20	
22	4	3	3			1	1	1				83		83	28	
24	4	4	4			1	3					93		93	23	
計	76	56	43	6	7	16	24	13		1	2	1,328	489	1,817	32	

資料:村民委員会資料により作成.

みられるが、養殖池の拡大の中で村内者による水田転換が主流となったことがわかる。1戸当たりの養殖池面積は32.4ムーであり、20ムー未満が16戸、20～40ムーが24戸、40～60ムーが13戸で、この他に2戸の大規模農家(118ムー、96ムー)が存在している。組間の養殖農家の層の厚みにも格差が現れているといえる。

上海ガニのムー当たり収支は、カニ価格の変動が激しく、また技術的な困難性もあるため、確定は難しいが、2007年の推計ではムー当たり粗収入が6,300円、コストが2,180円で、所得が4,120円とされている(註9)。これに依拠すれば、平均規模の養殖農家(32.4ムー)の粗収入は201,600円、所得は131,840円となる。これは、村の1戸当たり所得(一人当たり12,670円×3.7人、46,879円)を大きく上回る水準である(註10)。ただし、養殖農家の所得には大きな格差があることに注意しなければならない。

養殖池の拡大は、2004年と05年の停滞の後に2006年から著しいが、これはカニ養殖のムー当たりの所得が5,000円になるという噂が立ち、兼業農家が養殖に参入したことから起こった。しかし、養殖農家のうち50%ぐらいは赤字経営であり、そ

の要因は水質の悪化による稚蟹の生存率の低下によるものである(註11)。養殖池の設置にはムー当たり4,500円の投資が必要であり、水田への再転換はありえず、雇用による規模拡大が予想されている(註12)。

2) 借地料水準と養殖池化の地域性

以上の養殖漁業の展開により、養殖池面積は農地の4分の3を占め、米と繭という農業構造は崩壊に瀕している。農家の多就業性による合算所得のベースをなしていた農業収入は、養殖池の賃貸収入に転化している。ここでは、先の養殖池の賃貸契約一覧表をもとに、借地料の推移と組別の借地料収入の格差を明らかにする。表7は、2008年9月現在の養殖池の借地料を契約年次別に示したものである。ある程度の契約更新は存在するが、特に2006年度以降の契約は新規分が大部分を占めている。養殖池の賃貸契約はすでに述べたように101件、契約面積は2,493ムーであるが、総借地料額は183万円に上る。2008年の農業粗収入額は120万円であるから、その1.5倍ということになる。この他に、表示していないが、水田への現状復帰のための担保として補償積立金(「復墾費」)が

263,088元ある。

平均借地料はムー当たり735元の水準である。稲作の粗収入がムー当たり1,000元、諸経費が400～500元であるため、所得は多めに見積もって600元である。年次別の借地料平均額は2003年が498元、2004年が451元と停滞をみせ、2005年がやや上がって560元であった。2006年からは養殖漁業が急拡大し、借地料も748元と稲作所得を超え、一気に借地化が進展をみせたといえる。2007年はさらに上昇し、08年は不景気で上海ガニ価格が下落したため、借地料もやや下落したが、2009年には1,000元の水準となっている（註13）。

こうしたなかで、組別の農家1戸平均の借地料の配分額にも格差が生じている。表8は、その実態を示している。1戸当たり借地料の高い組から順にソートして示してあるが、その額は平均が2,351元であり、5,000元台から400元台にまで分布しており、その格差は大きい。これを規定しているのは、農地存続率（1－農外転用率）と池比率である。表では前者を1戸当たり耕地面積を示した。両者の積が1戸当たり養殖池面積である。1戸当たり養殖池面積は、同借地料が2,800元～5,000元のレベルの村では1戸当たり4ムー以上の養殖池を持っており、単価も700～900元と比較的高い。

これに対し、1戸当たり借地料が2,000元を割る組では、農外転用により1戸当たり耕地面積が少なく、水田率が60～70%台以下が多い。農外転用で賠償金を多く獲得した第8組、第9組、第15組、第7組などは、第16組を例外として下位の地位に甘んじている。

これは、近年、「地主」としての一般化が進ん

表7 養殖池の借地関係の性格（2008年）

単位：件、ムー、元、%

契約年	件数	面積	総額	割合 (面積)	単価
2003	10	336.5	167,514	13.5	498
2004	4	104.2	47,041	4.2	451
2005	9	182.3	102,131	7.3	560
2006	15	353.1	264,102	14.2	748
2007	39	910.0	757,982	36.5	833
2008	22	587.1	479,153	23.6	816
組内	56	1,359.3	1,009,216	54.5	742
村内	23	495.9	381,380	19.9	769
村外	22	637.6	440,959	25.6	692
計	101	2,492.7	1,831,555	100.0	735

資料：村民委員会資料により作成。

できたため、格差は縮小していると言えるが、この分配を巡っては均等配分を行うか、請負地に即して配分するかという2つの対応に分かれることとなる。このあり方は、転用農地の補償金の配分と同様に、農地の所有関係の性格を現すものとなる。この点は項を改めて組別のバリエーションを通じて明らかにしていこう。

3. 農地調整のバリエーション

以上のように、1983年の請負制への転換による農地の組別の集団所有制への移行後、農地転用により農地利用は大きく変化している。農外転用面積は、1983年から2003年の20年間で383.6ムー、以降2009年までは村の農外転用が制限されたために87.0ムーであり、合計で470.8ムーである。また、2009年の耕地面積は2,962ムーであり、そのうち2,274ムーが養殖池となっている。すなわち、1983年時点での耕地面積を3,433ムーとすると、稲作306ムーと桑畑321ムーにその他を加えた耕地

表8 1戸当たり借地料配分額（2008年）

単位：件、ムー、元、%

組別	1戸当たり			池比率	ムー当たり 借地料
	借地料	耕地	養殖池		
4	5,371	5.4	6.5	120.3	824
3	4,185	4.6	5.3	115.1	785
11	3,429	5.3	4.5	84.2	769
2	3,203	4.4	3.6	81.5	900
14	3,063	4.3	4.3	98.6	716
13	3,031	3.9	4.2	106.5	726
12	2,986	3.6	3.7	103.2	800
17	2,898	3.5	3.6	102.6	803
16	2,837	3.9	4.0	102.9	705
23	2,798	4.6	4.9	106.7	568
6	2,702	4.1	3.5	87.2	766
10	2,604	4.6	3.4	74.3	767
22	2,600	4.4	3.7	84.2	703
25	2,404	4.5	3.0	66.3	804
20	2,392	4.7	2.9	61.3	833
15	2,236	3.3	3.2	99.3	692
19	2,192	4.2	3.6	84.8	611
18	1,972	3.5	3.3	92.6	605
24	1,892	4.1	2.5	62.6	743
7	1,795	3.3	2.5	75.9	722
9	1,438	3.7	2.1	55.8	700
21	1,247	4.0	2.5	61.7	504
8	1,167	1.7	1.2	72.1	950
5	642	2.0	0.9	45.2	721
1	403	2.1	0.9	42.3	462
計	2,351	3.8	3.2	84.1	735

資料：村民委員会資料により作成。

注：耕地面積は登録面積、養殖池は実面積のため、池比率が100を超える場合がある。

計は688ムー（20.0%）に過ぎず、稲作自体は10%を割る水準となっているのである。

こうした農地の転用は、農外転用の場合には買収に際しての賠償費が、養殖池転用の場合には賃貸料収入が発生する。その際、各組での収入の配分のいかんは、そこでの集团的所有権と個別的使用権の関係を如実に現すと考えられる。そこで、以下では、1983年以降の個別請負農地の人口変動による調整のあり方により、6つの組（図1参照）を完全調整型、固定型、中間型に類型化し、それぞれの組における農地調整、売却益の配分、借地料の配分の過程をトレースすることで、農地所有の性格を考えてみたい。

1) 完全調整型の組

政策的に行われた大調整のほかに5年ごとに小調整を行い、人口を基準として厳密に農地保有を行ってきたのが、第6組と第13組である。

① 第6組

農家構成は、36戸、136名であり、農地面積は146ムーである。ここでも、農地利用は養殖池が127ムーと圧倒的であり、稲作は14ムーで、自家野菜が5ムーあるのみである。

この組は村外れにあり、農外転用は少なく、1983年の農地分配以来、12.5ムーに過ぎない。組

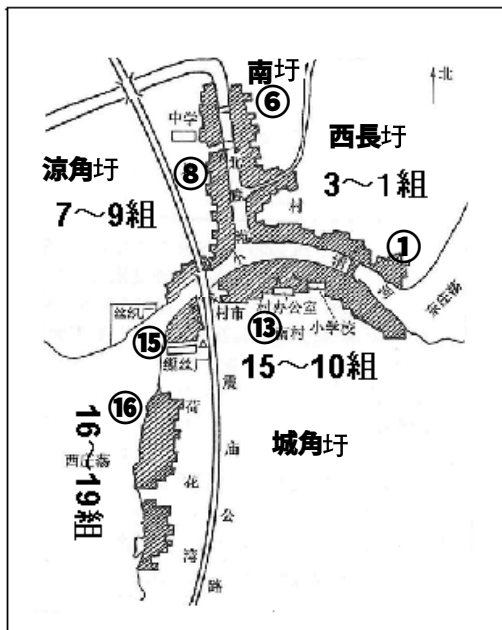


図1 旧開弦弓村と対象とする組の位置

の特徴は、1983年を基点に5年おきに人口変動に対応した農地の再配分を行っていることである。すなわち、1988年、1993年、1998年、2003年、2008年と5回の調整が行われている。2003年の再配分では、水稲田と桑畑の面積を家族人口の138人で割り、1人当りの面積を算出した上で、くじ引きで圃場を決定している。2008年には水稲14ムーと野菜畑5ムー、合計19ムーを136人で割り、同様にくじ引きにより圃場を決定している。養殖池の借地料については、136人で均等配分し、各戸の配分額を決定し、借り手が銀行振り込みを行う仕組みとしている。均分制が継続しているのである。

養殖池への転換過程をみると（表9）、北藩香圩（14ムー）と涼角圩の一部16ムーはともに低湿地であり、1990年代に池に転換して組外者に賃貸しているが、涼角圩の残り24ムーのうち10ムーは2002年に工場用地として買収され、現在14ムーが34戸による水稲作となっている。野菜畑もここにあるが、住宅周辺にあるためである。北圩については、東西ともに2002年から2008年にかけて養殖池に転換され、面積は101ムーである。これは、組内の農家4戸により経営されている。養殖池の賃貸の契約は、涼角圩・藩香圩は前払い、北圩は年末払いであったが、後者は経済状態により未払いが生じたため、2005年から前払いに移行した。

表9 第6組における養殖池への転換

単位：ムー、元							
圩 名	面積	契約期間		価 格		相 手	
		年次	期間	ムー当り	総 額	村内	村外
北藩香圩	14.0	1991	3 年				○
		更1994	14年	150			○
		更2008	3 年	600	8,400		○
涼 角 圩	16.0	1999	4 年	350		○	
		更2002	4 年	480		○	
		2006	3 年	未使用			
		更2009	3 年	400	6,400		○
北圩東城	23.0	2003	5 年	400		○	
		更2009	3 年	700	16,100	○	
	25.2	2007	4 年	900	22,680	○	
	15.0	2008	3 年	950	14,250	○	
北圩西城	11.0	2002		500		○	
		更2003	5 年	400		○	
		更2008	3 年	950	10,450	○	
	15.0	2006	4 年	680	10,200	○	
	12.0	2006	4 年	680	8,160	○	
計	131.2				96,640		

資料：村民委員会資料ならびに聞き取り調査による。

注：「更」は更新である。

また、2002年からの借地11ムーが地権者8戸との相対契約となっていたのを是正し、契約を組に一元化して借地料の均分制を維持している。現在の借地料は96,640元（ムー当たり736元）であり、1人当たり710元、1戸平均2,682元が配分されている。

農外転用については、2002年に10ムーを求是紡績に売却している。ムー単価は15,200元（15,000元＋復墾費200元）であった。稲作所得を800元とすると、19年分の補償となる。代金157,897元は、当時の人口138名で頭割りし、一人1,144元が配分されている。

このように、第6組では、農地の人口変動に対応した調整が守られ、農外転用の対価や借地料も均等制の原則を貫いてきたといえるのである（註14）。

② 第13組

農家構成は28戸、110名であり、農地面積は140ムーである。養殖池面積が117ムーとなり、水稻はわずか3ムー、自家野菜が10ムーとなっている。

この組は、もとは村民委員会の所在地であったが、運河交通から道路交通の転換に伴い、村の中心地から外れた地域である（註15）。農外転用については、開弦弓小学校用地として1990年と93年に桑畑6.5ムー（総額45,258元）を村に買収された程度である。この組の特徴も、第6組と同様に、人口変動に対応した農地の再配分を行っていることであり、1983年を基点として5年ごとに調整を行っている。調整の方法は、組が分散所有する圃場全てについて個々に面積を人口で割返して1人

当たり面積を決定し、圃場を家族別の人数に従ってくじ引きで区画していく分割方式を取っている。

養殖池への転換は、2001年（17.0ムー）、2003年（26.8ムー）、2004年（39.3ムー）、2007年（33.6ムー）と進んだが（表10）、2003年の割換えでは、小金圩と関字圩の養殖池は水面のままで形式上分割し、残りの水田75ムーを実際に分割した。ただし、桑園10ムーは自家用野菜地としての利用となっていたため、移動を行わなかった。2008年については、水田は城角圩の3ムーとなっており、稲作栽培を行う10戸のみで調整している。桑園については前回同様、調整していない。

2) 固定型の組

完全調整型とは対照的に、農地調整を一度も行わず固定する方式を取っているのが第1組と第15組である。

① 第1組

農家構成は36戸、136人である。農地面積は75ムーである。

この組は、村の外れに位置し、2組とならび農外転用が全くなかった組である。耕地は関字圩35ムーと西長圩110ムーからなっているが、西長圩の63%を占める70ムーが高速道路の引き込み線の建設により2008年に買収され、145ムーから75ムーへと大幅に耕地が減少してしまった。買収価格は、ムー当たり12,150元（合計850,500元）であり、水田には復墾費900元、桑園には桑の「抜根費用」2,400元が加えられ（合計105,000元）、総額は955,500元となっている。ムー当たり12,150元は水稻・養蚕の所得800元と比較すると15年分の所得補償となっている。この結果、2000年に養殖池に転換された35ムーを除くと、稲作が30ムー、桑園から転換した自家野菜畑10ムーのみとなり、農業は大幅な縮小となっている。

この組の特徴は、1983年の農地分配以降、1度も農地の面積調整を行っていない点である。配分時からの合意であり、一貫している。1983年の配分は、1人当たり水田0.6ムー、畑0.2ムーであった。1988年と98年には、人口変動に対応した面積調整は行っていないが、圃場の配分が等級（農地の高低による）を反映していないため、圃場の位置交換を行っている。この意味では、完全な権利の固

表10 第13組における養殖池への転換

圩 名	面積	契約期間		価 格		相 手	
		年次	期間	ムー当り	総 額	村内	村外
城 角 圩	14.0	2007	6 年	800	11,200		○
小 金 圩	11.5	2004	3 年	450	9,775		○
	17.0	更2007		850			○
		2001	3 年	380			○
		2004	3 年	400			○
関 字 圩	26.8	更2007	4 年	450	21,440		○
	19.6	2007		800	15,680		○
		2004	5 年	440			○
		2009		750	20,850		○
	27.8						
計	116.7				93,395		

資料：村民委員会資料ならびに聞き取り調査による。

定化とはいえない。

2008年の名簿では農家戸数は40戸であるが、現実には農地保有者は36戸である。すでに、1983年の農地配分の時点で2戸の農家が「公糧」（供出分）の負担を嫌って農地の配分を返上し、請負農家は38戸となった。もう1つの特徴は、人口変動による調整が行われていないため、相続が発生していることである。すでに、2つのケースがあり、第1は2007年に単身世帯の世帯主が死亡し、第1組内の甥が相続したケース、第2は同じく単身者が2008年に死亡し、第1組の弟2人が分割相続したケースである。相続は昔からの「風習」であるという。相続に関しては、母方の伯父が権限を持っている（註16）。

② 第15組

農家構成は33戸、134人であり、農地面積は120ムー。2006年時点では、稲作40ムー（作付農家27戸）、桑園の14ムー（養蚕農家6戸）であったが、稲作はすべて養殖池に転換されて107ムーとなり、桑園14ムーも自家野菜と大豆に転換されている。完全に自給農業となっている。

養殖池への転換は、有力農家が存在したために、2003年には74ムーが一気に転換され、残り40ムーが2007年に転換されている（表11）。

農外転用については、「金峰工場」に31.5ムーを1983年から95年に掛けて5回売却しており、総額は15万円に上る（表12）。売却単価（ムー当たり）は1980年代前半が1,000円未満、1990年で6,000円、92年に9,000円と上昇しており、最終の95年には12,000円となっている。また、この組は幹線道路（震廟公路）に面する位置にあり、1983年と97年とに道路の建設と拡張のために7.8ムーが、「農

村市街地」開発として生鮮市場と商店街のために2.6ムーが用地買収されている（註17）。その総額は17.7万円に上っており、表3に示したように組別では2位となっている。

表12 第15組における農外転用

坪 名	年次	面 積			買取価格	
		計	水田	桑園	ムー当り	総 額
金峰工場	1983	10.0	5.0	5.0	320	3,200
	1990	6.8		6.8	6,000	40,620
	1992	8.4		8.4	9,000	75,933
	1993	6.0		6.0	4,341	25,942
	1995	0.3		0.2	12,000	4,152
	小 計	31.5	5.0	26.4		149,847
廟震道路	1983	6.8	6.8			
農貿市場	1992	0.7		0.7	9,000	6,480
商 店 街	1996	1.9		1.9	10,000	18,840
廟震道路	1997	1.0			2,000	2,000
合 計		41.9	11.8	29.0	4,228	177,167

資料：村民委員会資料ならびに聞き取り調査による。

この組の特徴は、1983年の農地分配以降、一度も農地調整が行われていない点である。すでに1983年には「金峰工場」の農地買収（10ムー）と道路用地買収（6.8ムー）が行われ、この補償費が各戸に分配された農地に即して行われた結果、個々の農地が権利化されることになり、以降一度も調整が行われなくなったという経緯である。したがって、水面についても83年に分配された各戸の農地面積により、賃貸料が支払われている。

3) 中間型の組

以上の完全調整型、固定型に対し、農地調整を1回ないし2回実施し、両者の中間的な存在を示すのが第8組と第16組である。

① 第8組

農家構成は43戸、人口165名であり、農地面積は85ムーである。2007年に初めて養殖池への転換（52ムー）が行われ、稲作は22ムーとなり、桑園15ムーは自家野菜畑（南瓜、葉類、冬瓜、レタスなど）へと転換されている。稲作については、耕耘機が村に9台配置され、作業委託が行われていたが、2009年現在では12馬力1台が稼働しているのみである。田植については、2009年から村有の田植機2台（4条と6条、中国製）が導入され、委託となっている。収穫は手刈りであり、全員が耕作している。

第8組は、交通条件が良いため、農外転用が多

表11 第15組における養殖池への転換

坪 名	面積	単位：ムー、円				
		契約期間		価 格		相 手
		年次	期間	ムー当り	総 額	
城 角 坪	51.5	2003	3年	390		○
		更2006	2年	600		○
		更2008		650		○
		更2009	3年	750	38,625	○
	20.1	2007	4年	850	17,085	○
	20.1	2007	4年	850	17,085	○
中藩香坪	14.8	2003	6年	400		○
		更2009		750	11,100	○
計	106.5				83,895	

資料：村民委員会資料ならびに聞き取り調査による。

く、総面積は113.2ムーである（表13）。このうち、36.7ムーは道路用地であり、残り76.5ムーが主に3つの工場用地として売却されている、現在の工場では「漢慶公司」32.8ムー、「華東有色金属」11.2ムー、「蘭記食品」26.8ムーである、最も古いのは1984年の「漢慶公司」の前身の铸件廠であり、これは鎮営企業である。売却価格は、1980年代が1,000元未満で、1992年には6,000元、2002年で15,000元となっている（註18）。ただし、1984年の铸件廠の場合には、1ムー当たり2名、合計で34名の労働力雇用が補償され（「土地工」）、期間は1996年まで13年間であった。それ以外の売却益は当該地の保有者に分配された。

1983年の農地配分は、1人当たり「口糧田」（米飯用）0.5ムー、自留地0.45ムー、飼料畑0.35ムーであった。その後、すでにみたように、主に3つの工場用地の買収が行われたため、1998年に農地調整が1度のみ行われている。その際には一人当たり水稻0.38ムー、桑園0.1ムーとして配分が行われた、ここでは、政策通りの調整が行われたことになる。

② 第16組

農家構成は、36戸、140人である、農地面積は145ムーである。農地は3つの圩、4箇所に分散しており、全て養殖池に転換されている。転換前は稲作124ムー、桑畑20ムーであった。養殖池への転換は、2003年（40ムー）、2005年（29.8ムー）、2006年（45ムー）と2008年（30.6ムー）の4回に分けて連続的行われた（表14）。賃貸料は、当該

表13 第8組における農外転用

単位：ムー、元

転用先	年次	面 積			買取価格		備 考
		計	水田	桑園	ムー当り	総 額	
西草田道路	1992	0.9	0.9		625	563	
廟震道路	1983	16.9	16.8				
	1997	10.1	5.1	5.0	2,000	20,200	
	2003	3.4	2	1.4	3,000	10,200	
糧庫道路	1992	5.4	5.4		2,690	14,526	
道 路 計		36.7	30.2	6.4		45,489	
農機管理站	1992	1.6		1.6	10,660	16,736	
小 学 校	1993	4.1	3.5	0.5	3,689	14,944	廟港鄉製銅場→江村金屬物資公司
宮 工 場							
铸 件 廠	1984	16.8	16.8		400	6,708	漢慶公司
	1994	1.4		1.4	6,000	8,700	
	2002	14.3	14.3		15,000	215,040	
鍛 造 廠	1992	11.2		11.2	6,000	67,440	華東有色金属
蘭記食品	1996	26.8	26.8		4,746	127,098	
求是紡績	2002	0.3	0.3		15,000	4,500	
合 計		113.2	91.9	21.1	4,476	506,655	

資料：村民委員会資料ならびに聞き取り調査による。

地の保有面積に応じて個別に分配している。

農外転用については、1984年に涼角圩に村営工業団地（当初は村営食品工場、後に「榮糸達工場」）が設置されて、無償で10ムーが転用され、1991年には「金峰工場」の設置により20ムーを失っている。後者の補償は、60,000元（ムー当たり3,000元）であったが、村が12,000元、組が48,000元の取り分であり、後者は当時の35戸、163人で分割した。その際、半分を人口割に、残り半分を請負面積割とし、人口・農地の差による不平等を避けるように心がけた。

農地調整は、1983年の請負制開始時の分配の後、1991年の農外転用を受けて耕地面積が減少したため、93年に割換えを行った。その際、水田と桑畑の面積を合計して人口割を行い、1人当たり1.2ムーを分配した。

その後、人口の増減があったため、1998年に再度の調整を行っている。桑畑の面積はそのままに水田面積を調整した。この時期は農民負担が重く、耕地を請負うだけで重税が課せられたため、農地を不要とする人が続出し、強制的に再分配を行った。その際に20年間は割り換えを行わないことも同時に決定している。これは割換えが今後不可能であると判断したためである。

養殖池への転換は、借地人が組に申し込み、36戸全員が署名する契約書を作成して契約が成立する。4箇所の水面は全て36戸が権利を持っている。

4) 農地調整からみた農地所有の性格変化

以上、農地調整に着目して3つの類型について6つの組の実態を示した。ここでは、それぞれの類型の特徴を改めて整理しながら、1983年に形成された組を単位とした集团的所有の現段階的性格

表14 第16組における養殖池への転換

単位：ムー、元

圩 名	面積	契約期間		価 格		相 手	
		年次	期間	ムー当り	総 額	村内	村外
四 無 八 圩	45.0	2006	6年	850	38,207	○	
城 角 圩	23.8	2008	5年	950	28,569		○
	6.8	2008	5年	800			○
判官頭(涼角圩)	28.9	2005	6年	650	18,798		○
上 壩(城角圩)	40.0	2003	6年	450			○
		更2009	5年	800	32,000		
計	144.0				117,574		

資料：村民委員会資料ならびに聞き取り調査による。

表15 事例としての組の農地調整の比較

単位：戸、人、ムー、元

		完全調整型		固定型		中間型	
		6組	13組	1組	15組	8組	16組
地域の特徴		村外れ	旧役場地	村はずれ(高速道路)	小市街地を形成	「開発区」の造成	工場の地
農家数		36	28	38	33	43	37
人口		136	108	143	129	159	143
現在面積	農地計	146	140	75	120	89	144
	稲作	14	3	30		22	
	野菜地	5	10	10	14	15	
	養殖地	127	117	35	107	52	144
転換前面積	農地計	159	147	145	162	202	174
	稲作	116	105	128	107	74	124
	桑畑	21	14	17	14	15	20
	転用地	13	7	70	42	113	30
農地調整	1988	○	○	(場所交換)			
	1993	○	○				○
	1998	○	○	(場所交換)		○	○
	2003	○	○				
	2008	○	○				
	農地調整の特徴	均分制	均分制	固定制(家族外相続)	固定制	農外転用の調整	農外転用、負担の平等
養殖池転換	池転換年	2002	2001	2000	2003	2007	2003
	水面借地料配分方式	均分方式に修正	均分方式	地権者補償方式	地権者補償方式	地権者補償方式	地権者補償方式
	借地料総額	97,281	84,866	16,128	73,804	50,164	104,965
	1戸当り額	2,702	3,031	403	2,236	1,167	2,837
農外転用	転用補償の方式	均分方式	均分方式	地権者補償方式	地権者補償方式	「土地工」地権者補償方式	均分・地権者補償の併用
	賠償総額	159,861	45,258	955,500	177,167	506,745	94,338
	1戸当り額	4,441	1,616	25,145	5,211	11,517	2,550

資料：各組長からの聞き取り調査ならびに村民委員会資料による。

注：賠償額は2003年の数字であり、1組のみ2008年の買収を示した。

を明らかにする(表15)。

第1の完全調整型の組については、当然ながら1983年を起点として、5年ごとに人口変動に対応した農地調整を実施している。第6組と第13組の共通性は、ともに農外転用率が8.1%、4.8%と低く、賠償金支払いによる「所有権」意識の高まりがみられなかった点である。転用が少なかったこともあり、賠償金は均分方式で配分されている。養殖池への転換は比較的早く、村内の養殖農家もそれぞれ4名、3名おり、外部からの契機ではなく、内部合意によって転換がなされている。農地利用はほとんど養殖池となっているが、組の構成員は集団所有に基づき、プールされた借地料を人口比によって取得するという形態で「土地共同体」を維持しているといえる。

第2の固定型においては、1983年に配分された農地を調整することなく、既得権化している。配分後の15年固定政策やその後の30年固定政策の存在にも関わらず、独自の運用ルールを確立しているのである。こうした組内の合意形成の背景は、

2つの組で異なっている。第1組においては、1983年時点での合意であり、当初から固定化を前提に農地配分の返上も許可している。また、家の消滅時には家族外の親族への相続も許可しており、個別の農地使用権は強いといえる。ただし、1988年と98年には所有面積を固定したままで、圃場の割換えを行っており、83年時点での分配の平等性の確保には配慮がなされている。この組は、村の外れにあり、農外転用は全くなかったが、2008年には高速道路建設のために土地買収が行われ、100万円近い賠償費が個々の対象農地に即して支払われている。このことは、個別の所有権意識を高める効果を持ったといえる。第15組の場合には、事情が異なる。ここでは、1983年の農地分配直後に工場用地と道路建設のための買収が行われ、対象農地が各戸に比較的平等に分布していたため、補償費が各戸の対象面積をもとに分配された。以降も連続的に農地買収が行われたため、結果として割換えが実施されることがなかったのである。この分配方式が転用補償においても転換借地料に

においてもルール化されたのである。ともあれ、第1組においても、第15組においても分配方式は地権者補償となっており、集団所有意識は崩れつつあるといえる。

第3は、両者の中間型である。第8組の場合には、鎮政府による「開発区」が設置され、村内でも最も大きい113ムーが転用されている。これに対し、累計で1戸平均で1.2万元の補償費が支払われ、これが対象農地に即して分配される。ただし、農地買収面積が大きかったために、残存農地の再配分の必要が生じ、1998年に割換えが行われている。この点を除けば、その対応は第15組に類似している。第16組については、1991年と98年に割換えが行われている。前者は繭価の上昇を受けて桑畑の需要が高まる中での工場用地買収後の調整であり、後者については農民負担が重いなかで農地返上希望者が多く、強制的に調整を行ったものである。その前提として、20年間の割換え停止が合意されている。ここでは、与件の変化に対応した組の調整機能が発揮されている。工場用地買収の補償金についても、均分方式と地権者補償方式が併用されている。その意味では、第1の調整型に近い性格を有しているといえる。

第1組や第16組の事例に現れたように、そもそも集団所有には生活権の保証という側面とともに、供出負担の平等という側面があり、時期によって「公糧」の負担そのものという「絶対的な負担」、兼業収入との対比という「相対的な負担」などその性格は異なるが、重要な性格であった。農外転用についても、初期段階では補償費の低さもあり、農家経済に打撃を与えるものであったが、このは正のために「土地換保障」が実施されている。現在では農外転用そのものが規制されているが、第1組の事例ではおよそ稲作所得の15年分の補償水準となっており、農家への影響は変化している。農業税が廃止されてから農地の所有の経済的価値は高まっており、特に養殖池化とその競争による借地料が競り上がりのなかで、農地の資産的要素が高まっている。仮に、集団的所有を農家の個人的所有に転換する政策が提起されるとすれば、ここで取り上げた組毎の集団的所有と個人的所有との調整、農家間の合意形成をいかに達成するかが極めて大きな課題となろう。

おわりに

本論では、1983年以降の集団的農地所有に関わる問題として、水田を中心とした農地の農外転用と養殖池転換の動向を整理し、その補償費・借地料の配分に関する組（村民小組）の対応を類型的に観察してきた。その結論はすでに述べたが、ここでは養殖漁業への転換が地域に及ぼす影響について触れておこう。

蘇南農村の特徴は、「圩」という極めて人工的な狭小な農地をベースに、稲作と養蚕、さらには湖羊などの集約的な畜産を営み、さらには家内工業と交易などの副業を加えた多就業的な労働のうえに成り立ってきた。農村工業化の進展と農村経済の向上は、就業形態を変えつつも農家の多就業性という特徴を存続させてきた（註19）。農外転用と養殖漁業の拡大は、必然的に従来の農業生産基盤を脆弱化し、家族労働における多就業化の要を掘り崩す可能性を有している。また、養殖農家そのものも淘汰と規模拡大の可能性をはらんでおり、養殖産業の担い手の空洞化が懸念されなくもない。しかし、地場を拠点とする農村工業や自営業的展開は確かなものがあり、急速な村外流出の懸念は少ない。その場合、集団的農地所有は農村の地縁結合の契機として依然重要な機能を果たすといえる。費孝通の言葉「離土不離郷」（土地を離れても郷里は離れない）は、新たな意味を持ち始めている。

【付記】

本論文は、2005年の収集資料と2009年夏の現地調査をもとに得られた研究成果の一部である。調査に当っては、開弦弓村村民委員会、地元農家のみなさんにお世話になった。記して感謝申し上げる。

註

- (1) 坂下ほか [2006]。
- (2) ここでは合併以前の旧開弦弓村を対象とする。旧開弦弓村は2001年に隣村の西草田村と合併し、新開弦弓村となった。
- (3) 「土地換保障」とは、農民の農地利用権と社会保障の交換の意味であるが、当初は国家収用によって農地を失った農民に対して土地代金を支払うほかに社会保障（主に養老保険と失業保険の提供）を行う

ことを指していたが、その後、規制緩和によって企業による土地買収が認められ、社会保障を行うことが義務づけられている。保障の仕組みは非常に複雑で、地域的格差も大きい。開弦弓村については、坂下ほか [2006] p.23を参照。

- (4) 朴ほか [2006] pp.26～27を参照。
- (5) 沈 [2007] pp.66～80を参照。
- (6) 沈 [2007] pp.80～81を参照。
- (7) 坂下ほか [2006] pp.18～19を参照。
- (8) 坂下ほか [2006] pp.21～22を参照。
- (9) 陳 [2009] p.1による。コストは、稚蟹1,200元、飼料400元、薬剤100元、借地料200元、労賃120元、電気料100元、販売費用60元とされている。ただし、稚蟹の生存率70%、ムー当たり生産量700杯 (100 g / 杯)、販売単価kg当たり90元として計算している。なお、食品産業網 (<http://www.foodqs.cn>) の2009年9月24日づけ記事「昨日太湖大闸蟹起捕 “第一網” 起水価每公斤240元」によると、2009年のムー当たり所得は4,000元である。
- (10) 朴ほか [2007] p.82の農家所得の事例を参照。
- (11) 第15組の養殖農家による。稚蟹の生存率が40%以上で採算が合うという。
- (12) 同上による。養殖池のムー当たり投資は、堀上費用が300元、ポンプ設置1,000元、防風網が370元その他、送電線の設置、管理小屋の建設費など、4,500元となる。
- (13) この借地料水準は極めて高く、山東省の輸出野菜基地での借地料も2006年の数字ではあるが最高800元であった (坂下ほか [2008], p.66)。
- (14) この他に、江村鍛造に対し、2003年より自留地が個別相対で0.7ムー程度賃貸されているが、これに関しては組は関与していない。
- (15) 第13組の集落の変化については、坂下ほか [2010] を参照のこと。
- (16) 費孝通 [1939] 第5章を参照のこと。
- (17) 1996年に建設された商店街は、村の「市街地計画」の一部であり、建物の面積は $44 \times 19 = 836 \text{ m}^2$ (1.25ムーで路肩等を合わせて約2ムー)、長屋で住戸は18戸である。1戸の販売価格は5.8万元であり、15組の構成員に優先的に販売する予定であったが、購買力が無かったため、15組の所有者は2戸に止まり、その他の村民が13戸、村外が3戸となっている。
- (18) 2004年4月に8組より漢慶工場が14.336ムーを買収しているが、その際に1ムー当り9.4万元を拠出している。これは呉江市の相場で、相場は各行政機関が設定している。ちなみに、2004年の呉江市では8.2万元であった。この金額を納めると、企業は50年の期限付きで土地の所有権を得ることになる。ま

た、この例の場合、9.4万元のうち1.8万元を農家に、2.0万元を土地換保障の基金として国土所 (労働・社会保障所に改組) に分配され、5.8万元は国の取り分として鎮の財政に組み入れた。

- (19) 朴ほか [2008] を参照。

【参考文献】

- (1) 費孝通『江村経済』江蘇人民出版社, 1986 (原著, 1939年, ロンドン) [引用は仙波泰雄・塩谷安夫訳『支那の農民生活』生活社 (1939年) を使用]
- (2) 沈関宝『一場静悄悄的革命』(静かな革命) 雲南人民出版社, 1993 (中文) [引用は上海大学出版社版 (2007) を使用]
- (3) 坂下明彦・朴紅・市来正光「中国蘇南地域における農業生産システムの変化と土地問題—江村の追跡調査」『農経論叢』第62集, 2006
- (4) 朴紅・坂下明彦・市来正光「中国蘇南地域の農村工業化と就業構造—江村の追跡調査」『農経論叢』第62集, 2006
- (5) 朴紅・市来正光・坂下明彦「中国蘇南地域における農家の就業構造の特質—第13組のモノグラフィー江村の追跡調査(3)—」『農経論叢』第63集, 2008
- (6) 坂下明彦・朴紅「中国輸出向け野菜加工企業における農場依存型集荷方式の展開」『農経論叢』第63集, 2008
- (7) 陳藍孫「中国河蟹養殖産業成本与貿易効益分析 (下)」『科学養殖』2009年10月号 (中文)
- (8) 坂下明彦・朴紅「中国蘇南農村の家屋の変化と人口的背景—江村の追跡調査(5)—」『農経論叢』65集, 2010